



山形県公報

平成25年9月17日（火）
第2479号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…1001
- 財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則……………（森 林 課）… 同

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…1002
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…1003
- 開発行為に関する工事の完了……………（最上総合支庁建築課）…1004
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 警備業法施行細則の一部を改正する規則…………… 同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…1005
- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…1008
- 審理の開催……………（収用委員会）…1010

## 規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第78号

#### 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
第7条第5号イ中「及び労働局長に対する通知」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第79号

#### 財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則（昭和42年7月県規則第36号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

**公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則**

第1条中「財団法人山形県林業公社」を「公益財団法人山形県林業公社」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿 財団法人山形県林業公社」を

「山形県知事 殿 公益財団法人山形県林業公社」に、「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」を「公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」に改める。

別記様式第2号中「財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」を「公益財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則」に、

「 財団法人山形県林業公社 理事長 氏 名 ㊦ を、 山形県知事 氏 名 殿 」

「 公益財団法人山形県林業公社 理事長 氏 名 ㊦ に改める。

山形県知事 殿 」

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第841号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 黒 坂 文 男 | 最上郡戸沢村大字神田334番地 |
| 同        | 大 川 信 一 | 同 津谷38番地        |
| 同        | 小 野 宏   | 同 松坂123番地1号     |
| 同        | 柿 崎 信 昭 | 同 蔵岡154番地       |
| 同        | 岸 孝 義   | 同 神田984番地2      |
| 同        | 矢 口 広 行 | 同 松坂354番地       |
| 同        | 荒 木 庄 也 | 同 鮭川村大字中渡90番地   |
| 同        | 海 藤 昭 七 | 同 戸沢村大字名高1023番地 |
| 同        | 木 村 敏   | 同 神田981番地       |
| 同        | 荒 川 健 一 | 同 名高958番地       |
| 同        | 大 山 吉 郎 | 同 松坂757番地       |

|     |         |   |           |
|-----|---------|---|-----------|
| 同   | 早 坂 藤 一 | 同 | 岩清水1647番地 |
| 監 事 | 安 食 一   | 同 | 蔵岡1570番地  |
| 同   | 高 橋 安 夫 | 同 | 神田888番地   |
| 同   | 星 川 慶 治 | 同 | 松坂630番地   |

## 山形県告示第842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 黒 坂 文 男   | 最上郡戸沢村大字神田334番地 |
| 同        | 大 川 信 一   | 同 津谷38番地        |
| 同        | 小 野 宏     | 同 松坂123番地1号     |
| 同        | 大 山 吉 郎   | 同 757番地         |
| 同        | 岸 孝 義     | 同 神田984番地2      |
| 同        | 木 村 敏     | 同 981番地         |
| 同        | 荒 川 健 一   | 同 名高958番地       |
| 同        | 早 坂 藤 一   | 同 岩清水1647番地     |
| 同        | 柿 崎 五 兵 衛 | 同 神田506番地       |
| 同        | 松 田 一 男   | 同 名高1013番地      |
| 同        | 松 坂 雄 一   | 同 津谷27番地        |
| 同        | 安 食 一 雄   | 同 松坂341番地       |
| 同        | 早 坂 修 一   | 同 蔵岡96番地        |
| 同        | 土 田 一 利   | 同 鮭川村大字佐渡1792番地 |
| 監 事      | 安 食 一     | 同 戸沢村大字蔵岡1570番地 |
| 同        | 星 川 慶 治   | 同 松坂630番地       |

|   |      |   |         |
|---|------|---|---------|
| 同 | 高橋隆一 | 同 | 神田869番地 |
|---|------|---|---------|

**山形県告示第843号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年9月17日

山形県知事 吉村美栄子

- 許可番号  
平成25年7月26日 指令最総建第9号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡最上町大字向町字町浦8番7の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1  
株式会社薬王堂

**山形県告示第844号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年9月17日

山形県知事 吉村美栄子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「あかねヶ丘二丁目11番7号」 を 「あかねヶ丘三丁目2番1号」 に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公安委員会関係****規 則**

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月17日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

**山形県公安委員会規則第5号****警備業法施行細則の一部を改正する規則**

警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律117号」を「法律第117号」に改める。

第6条の2中「第2条の表の5の項」を「第2条の表の6の項」に改め、同条の表を次のように改める。

| 路 線     | 区 間    |
|---------|--------|
| 1 国道7号  | 山形県の全域 |
| 2 国道13号 | 山形県の全域 |

|          |        |
|----------|--------|
| 3 国道47号  | 山形県の全域 |
| 4 国道113号 | 山形県の全域 |
| 5 国道121号 | 山形県の全域 |
| 6 国道286号 | 山形県の全域 |
| 7 国道458号 | 山形県の全域 |

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地                    | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分               | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 額         | 摘 要                      |                                    |
|----------------|--------------------------|------|-------------------------------|------------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
|                |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営相生アパ<br>ート3号 | 米沢市相生町7<br>-65           | 3DK  | 72.9                          | 1          | 一般用               | 23,600<br>円             | 27,300<br>円                        | 31,200<br>円                        | 35,200<br>円                        | 40,200<br>円                        | 46,400<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 城北アパ<br>ート2号 | 同 城北二丁<br>目3-62          | 2DK  | 50.1                          | 1          | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 18,000                  | 20,800                             | 23,800                             | 26,900                             | 30,700                             | 35,400      |                          |                                    |
| 同 糠野目アパ<br>ート  | 東置賜郡高畠町<br>大字福沢525-<br>5 | 3DK  | 51.2                          | 1          | 一般用               | 12,000                  | 13,800                             | 15,800                             | 17,800                             | 20,400                             | 23,500      |                          |                                    |
| 同 大町アパ<br>ート   | 同 高畠695-<br>12           | 同    | 58.0                          | 1          | 同                 | 13,900                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,700                             | 27,400      |                          |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。  
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年9月30日から同年10月4日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成25年10月4日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成25年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成25年8月から9月までに実施した平成24年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成25年9月17日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 坂 | 本 | 貴 | 美 | 雄 |
| 山形県監査委員 | 児 | 玉 |   |   | 太 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 |   | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   |   | 香 |

### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関39箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関   | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------|------------|-------------|------|
| 庄内総合支庁総務企画部   | 平成25年8月27日 | 坂本委員        |      |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 平成25年8月27日 | 坂本委員        |      |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 平成25年8月27日 | 坂本委員        |      |
| 庄内総合支庁建設部     | 平成25年8月27日 | 坂本委員        |      |
| 置賜総合支庁総務企画部   | 平成25年8月27日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 平成25年8月27日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 置賜総合支庁産業経済部   | 平成25年8月27日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 置賜総合支庁建設部     | 平成25年8月27日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 道路整備課         | 平成25年8月28日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 道路保全課         | 平成25年8月28日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 建築住宅課         | 平成25年8月28日 | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 水産課           | 平成25年8月28日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 危機管理課         | 平成25年8月28日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| くらし安心課        | 平成25年8月28日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 消費生活センター      | 平成25年8月28日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 食品安全衛生課       | 平成25年8月28日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 都市計画課         | 平成25年9月2日  | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 下水道課          | 平成25年9月2日  | 坂本委員        | 加藤委員 |
| 総務厚生課         | 平成25年9月2日  | 坂本委員        | 加藤委員 |

|                   |           |      |      |
|-------------------|-----------|------|------|
| 人 事 委 員 会 事 務 局   | 平成25年9月2日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 監 査 委 員 事 務 局     | 平成25年9月2日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局   | 平成25年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 県 議 会 事 務 局       | 平成25年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 農 村 計 画 課         | 平成25年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 農 村 整 備 課         | 平成25年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 森 林 課             | 平成25年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 河 川 課             | 平成25年9月3日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 砂 防 ・ 災 害 対 策 課   | 平成25年9月3日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 人 事 課             | 平成25年9月3日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 秘 書 広 報 課         | 平成25年9月3日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 行 政 改 革 課         | 平成25年9月3日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 学 事 文 書 課         | 平成25年9月3日 | 坂本委員 | 加藤委員 |
| 教 育 庁 総 務 課       | 平成25年9月3日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 文 化 財 ・ 生 涯 学 習 課 | 平成25年9月3日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 義 務 教 育 課         | 平成25年9月3日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 高 校 教 育 課         | 平成25年9月3日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 福 利 課             | 平成25年9月3日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| ス ポ ー ツ 保 健 課     | 平成25年9月3日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 国 体 推 進 課         | 平成25年9月3日 | 児玉委員 | 会田委員 |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## ア 置賜総合支庁保健福祉環境部

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

置賜保健所鋼製地下タンクFRP内面ライニング工事

要契約保証金 194,250円

イ 庄内総合支庁保健福祉環境部

(ア) 不納欠損処分が適切でないものがある。

(内容)

債権の消滅時効完成前に催告を行い、催告書到達後6か月以内に債務の承認行為がなされたため、その催告は時効の中断の効力を有したにもかかわらず、誤って不納欠損を行ったもの 1件

児童措置費負担金にかかる延滞金

不納欠損額 19,900円

時効起算日 H19.11.7

催告書発送日 H24.7.6

催告書到達日 H24.7.8

時効完成日(当初) H24.11.7

債務承認日 H24.12.21

不納欠損登録日 H25.1.30

ウ 庄内総合支庁産業経済部

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

額の確定日から支払いまで3か月以上のもの 1件

平成24年度山形県暴風・豪雪被害対策事業補助金

額の確定日 H24.6.29

支払日 H24.11.27

エ 庄内総合支庁建設部

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

額の確定日から支払いまで3か月以上のもの 1件

平成24年度庄内空港保安施設検査機器設置費補助金

額の確定日 H24.11.1

支払日 H25.4.23

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収入

(ア) 調定手続きについて、調定すべき日から1か月を超えて遅延したものがある。(庄内総合支庁総務企画部、スポーツ保健課)

(イ) 歳入徴収担当者に対する調定依頼が遅延したものがある。(下水道課)

イ 支出

(ア) 一般需用費の支払いについて、請求書の提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に検査を完了した日から2か月を超えて行っていないものがある。(庄内総合支庁建設部)

(イ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するものがある。(庄内総合支庁産業経済部(2件))

(ウ) 委託料の支払いについて、誤って国費の収入を確認してから請求書を受理したため、検査を完了した日から2か月を超えて行っていないものがある。(義務教育課)

ウ 財産

(ア) 財産の目的外使用許可について、遡及して手続きを行ったものがある。(庄内総合支庁建設部)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。

平成25年9月17日

山形県収用委員会

会長 浜田

敏

1 審理の日時

平成25年10月9日(水)午後2時30分

2 審理の場所

山形市松波四丁目1番15号

山形県自治会館401会議室

3 審理事項

県道鶴岡村上線道路改築工事（荒沢工区・山形県鶴岡市荒沢字笹根山地内）に係る収用裁決事件

平成25年9月17日印刷  
平成25年9月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056